

市内診療・検査医療機関 ※埼玉県が指定する市内の診療・検査医療機関

区 分	基準額
<p>1 診療・検査医療機関の指定</p> <p>埼玉県が指定する診療・検査医療機関として、埼玉県のホームページにおいて公表されているもの</p>	200,000 円
<p>2 かかりつけ患者以外の受入れ</p> <p>発熱外来によりかかりつけ以外の患者に対する診療又は検査を実施する体制を整えているもの</p>	100,000 円
<p>3 小児に対する検査・診療</p> <p>発熱外来により小児に対する診療又は検査を実施する体制を整えているもの</p>	100,000 円
<p>4 診療時間外の往診対応</p> <p>保健所からの要請や情報提供を受けて、診療時間外に患者の自宅や施設への往診を実施する体制を整えているもの</p>	100,000 円
<p>5 地域外来・検査センターへの協力</p> <p>当該市内診療・検査医療機関に従事する者が地域外来・検査センターにおけるPCR等検査の業務に従事しているもの</p>	50,000 円
6 自院での検査	
<p>①埼玉県と新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約を締結し、当該市内診療・検査医療機関においてPCR検査及び当該検査の結果の判定を実施する体制を整えているもの</p>	150,000 円
<p>②前号に掲げるもののほか、埼玉県と新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等の公費支給に関する契約を締結し、当該市内診療・検査医療機関において抗原定性検査又はPCR検査を実施する体制を整えているもの</p> <p>※①に該当しない場合のみ。</p>	100,000 円